

第64回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

長谷川香料株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2015年12月17日	2016年12月21日
新株予約権の数	120個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 12,000株	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 9,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 123,500円 (1株当たり1,235円)	新株予約権1個当たり 174,400円 (1株当たり1,744円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2016年1月16日から2046年1月15日まで	2017年1月21日から2047年1月20日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	90個 9,000株 2人	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2017年12月21日	2018年12月20日
新株予約権の数	210個	214個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 21,000株	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 21,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 201,300円 (1株当たり2,013円)	新株予約権1個当たり 133,500円 (1株当たり1,335円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2018年1月20日から2048年1月19日まで	2019年1月19日から2049年1月18日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 3人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	214個 21,400株 3人	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2019年12月19日	2020年12月17日
新株予約権の数	206個	262個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 195,900円 (1株当たり1,959円)	新株予約権1個当たり 184,700円 (1株当たり1,847円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2020年1月18日から2050年1月17日まで	2021年1月16日から2051年1月15日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 206個 目的となる株式数 20,600株 保有者数 3人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	2021年12月22日	2022年12月22日
新株予約権の数	243個	184個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 221,600円 (1株当たり2,216円)	新株予約権1個当たり 245,500円 (1株当たり2,455円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2022年1月15日から2052年1月14日まで	2023年1月14日から2053年1月13日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 243個 目的となる株式数 24,300株 保有者数 4人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日	2023年12月21日	2024年12月19日
新株予約権の数	231個	404個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 283,600円 (1株当たり2,836円)	新株予約権1個当たり 229,500円 (1株当たり2,295円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2024年1月13日から2054年1月12日まで	2025年1月18日から2055年1月17日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 231個 目的となる株式数 23,100株 保有者数 5人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が当社取締役の地位を喪失する前に死亡した場合には、上記(1)にかかわらず、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、相続原因事由発生日から1年以内に限り、これ行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみ行使することはできない。
 - (4) 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部行使することはできない。
 - (5) その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。
- (2) 違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に確認する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
- (3) 全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、「食の安全性」に関するメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。
- (2) リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

- (3) 全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
 - (4) 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、中期3ヵ年経営計画（連結）を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
 - (2) 当社は、定例取締役会を原則として月1回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
 - (3) 当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
 - (2) 当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する海外拠点報告会において、原則として月1回、子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める取締役等をいう。以下同じ。）が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。なお、当該報告には、社外取締役は四半期毎に参加する。
 - (3) 関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合は、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。
6. 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当社子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

(2) 当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。

(2) 監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

10. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

(2) 当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。

(3) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(4) 当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

1 1. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、いかなる場合においても、関係法令及びコンプライアンス規程に従って行われた相談・通報を理由として、当該相談・通報者及び調査協力者に対し、不利益な取扱いをとらないこと、また、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局は、常勤監査役と連携して、不利益な取扱いの有無について監視することをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。
- (2) 相談・通報を受けた窓口の担当者等公益通報対応業務従事者は、その業務に関して知り得た情報について守秘義務を負い、厳に秘密として保持するとともに、相談・通報を受けた通報窓口の担当者は、相談・通報者本人の希望がある場合、所属部署、氏名、連絡先等をコンプライアンス委員会事務局に報告しないことを遵守する。

1 2. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

1 3. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。
- (3) 監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

1.4. 反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取り組みの状況

長谷川香料企業行動規範を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、本規範を配布し、隨時確認することができる環境を整備しております。その上で、誠実性及び倫理観を遵守することを求める行動基準や規範が周知されているかを確認するため、全従業員に対して、理解度テストを実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めました。

また、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役会長を委員長とし、取締役をメンバーに含むコンプライアンス委員会を開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する重要事項の審議、理解度テストの結果等の報告を行いました。

当社及び子会社において社内通報制度を設け、社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、相談・通報に対しては事実関係の調査及び対策の検討を行うなど、適切に運用しました。なお、各社の相談・通報の状況については、コンプライアンス委員会にて常勤監査役に報告しました。

2. 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

リスク管理規程に基づき、代表取締役会長を委員長とし、取締役をメンバーに含むリスク管理委員会を開催しました。リスク管理委員会では、リスクの分析・管理、重点リスクへの対応に関する評価報告及びリスク管理に関する年次計画、対策の立案・実行推進等を含むリスク管理計画の審議を行いました。

また、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及び事業継続要領を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、大規模災害を想定した消防訓練及び安否確認訓練を実施しました。

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の業務について内部監査を実施しました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において取締役会を12回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をしました。

なお、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に関する重要な情報は、文書および記録管理規程に基づき、適切に保存、管理を行いました。

4. 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

関係会社管理規程に基づき、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署が子会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、子会社の重要な意思決定については、関係会社管理規程に定めた管理項目に基づき、適切な運用を行いました。

また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する海外拠点報告会において、子会社の取締役等が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について月1回、報告を行いました。

内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施し、その結果について代表取締役社長及び常勤監査役に報告を行いました。

5. 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度において監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を監査・監督するとともに、代表取締役会長、社長及び執行役員・部署長と年2回意見交換を実施し、監査計画に則って子会社・工場の監査を行いました。さらに、会計監査人及び内部監査部門と定期的に意見交換を行い、監査機能の向上に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,364	7,513	90,670	△2,556	100,991
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,116		△3,116
親会社株主に帰属する当期純利益			6,921		6,921
自己株式の取得				△2,238	△2,238
自己株式の処分		5		20	25
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	5	3,805	△2,217	1,593
当期末残高	5,364	7,518	94,475	△4,774	102,585

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,304	12,171	△148	18,327	362	119,681
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,116
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,921
自己株式の取得						△2,238
自己株式の処分						25
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△864	2,223	628	1,987	61	2,049
連結会計年度中の変動額合計	△864	2,223	628	1,987	61	3,643
当期末残高	5,439	14,394	480	20,315	424	123,324

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

10社

長谷川ビジネスサービス株式会社

T. HASEGAWA U.S.A., INC.

長谷川香料（上海）有限公司

長谷川香料（蘇州）有限公司

T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.

PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA

T. HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD.

台灣長谷川香料股份有限公司

ABELEI, INC.

長谷川香料（平湖）有限公司

・連結範囲の変更
2025年2月28日に、長谷川香料（平湖）有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

上海長谷川香精貿易有限公司

T HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES (MALAYSIA) SDN. BHD.

・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

上海長谷川香精貿易有限公司

T HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES (MALAYSIA) SDN. BHD.

- ・持分法を適用しない理由

各社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日について、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司、長谷川香料（平湖）有限公司及びT HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたり、これらの子会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ. 子会社株式及び 関連会社株式	移動平均法による原価法
ハ. その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

二. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産	当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物	8～50年
機械装置	5～10年
ロ. 無形固定資産	定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
顧客関連資産	20年
ソフトウェア（自社利用）	5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別要引当額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき、当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

二. 棚卸資産廃棄引当金

当社は、棚卸資産の劣化や不良に伴う廃棄に備えるため、将来発生が見込まれる損失と費用を合理的に見積り、当連結会計年度において負担すべき金額を計上しております。

ホ. 撤去費用引当金

当社は、将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における費用見込額を計上しております。

ヘ. 和解金等引当金

一部連結子会社における、元従業員との係争に関する和解金の支出に備えるため、当連結会計年度において負担すべき金額を合理的に見積り計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金については、内規に基づく連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び期間

のれんの償却は10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	7,306百万円
顧客関連資産	12,101百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社であるT. HASEGAWA U.S.A., INC.で計上されているのれん7,306百万円及び顧客関連資産12,101百万円であります。主に、同社が2020年12月にMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.の全株式を取得したことにより生じたのれん4,215百万円及び顧客関連資産7,703百万円、2024年9月にABELEI, INC.の全株式を取得したことにより生じたのれん3,091百万円及び顧客関連資産2,014百万円であります。

T HASEGAWA U.S.A., INC.は米国会計基準を適用しており、のれん及び顧客関連資産を含む固定資産の評価にあたっては、MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.及びABELEI, INC.を含むT HASEGAWA U.S.A., INC.の固定資産全体を一つの資産グループとして捉え、のれんを含んだ報告単位の公正価値が帳簿価額以下である可能性が50%を超えるかどうか定性的な要素を評価します。当連結会計年度においては減損の兆候があると判断されたため、減損テストを実施しました。減損テストの結果、公正価値が帳簿価額を上回り、減損損失の認識は不要と判断しました。

兆候の判定及び減損テストで利用される将来の事業計画は売上成長率、EBITDAマージン、長期成長率や割引率の影響を受けております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、経済環境の著しい落ち込み、市場環境の著しい変化等により、大幅な見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降において、減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	72,771百万円
----------------	-----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	42,708千株	-千株	-千株	42,708千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,563千株	706千株	10千株	2,258千株

- (注) 1. 自己株式数の増加は、主に2024年11月8日開催の取締役会及び2025年8月4日開催の臨時取締役会決議に基づき行った自己株式取得によるものであります。
 2. 自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,604百万円
 - ・1株当たり配当額 39円
 - ・基準日 2024年9月30日
 - ・効力発生日 2024年12月3日
- ロ. 2025年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- ・配当金の総額 1,511百万円
 - ・1株当たり配当額 37円
 - ・基準日 2025年3月31日
 - ・効力発生日 2025年5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,496百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 37円
- ・基準日 2025年9月30日
- ・効力発生日 2025年12月2日

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 216,400株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。資金運用については、安全性の高い金融資産の運用に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理方法に準じて同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式 連結貸借対照表計上額18百万円）は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しいものは省略しております。なお、現金及び預金は注記を省略しており、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,000	2,000	—
その他有価証券	10,725	10,725	—
資産計	12,725	12,725	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,725	—	—	10,725
資産計	10,725	—	—	10,725

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	2,000	—	2,000
資産計	—	2,000	—	2,000

③時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債、社債及び譲渡性預金は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。地方債、社債及び譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における市場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 貸貸等不動産に関する注記

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,038円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 169円50銭 |

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスペストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10~50年と見積り、割引率は0.154~1.857%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円
期末残高	<u>69百万円</u>

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	日本	アジア	米国	計		
売上高 香料事業（注）	39,783	17,826	15,885	73,495	－	73,495
顧客との契約から生じる収益	39,783	17,826	15,885	73,495	－	73,495
外部顧客への売上高	39,783	17,826	15,885	73,495	－	73,495
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,765	194	130	3,089	△3,089	－
計	42,549	18,020	16,015	76,584	△3,089	73,495

(注) 香料事業はフレーバー、フレグランス等の製造・販売を主な事業内容としており、当該事業の売上高は主に一時点で顧客に移転される財から生じる収益で構成されております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 企業結合に関する注記

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年9月3日（みなし取得日2024年9月30日）に当社の連結子会社であるT.HASEGAWA U.S.A.,INC.が行ったABELEI, INC.との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額4,997百万円は、1,704百万円減少し、3,292百万円となっております。会計処理の確定によるのれんの減少は、顧客関連資産が2,032百万円増加したこと等によるものであります。

また、前連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書に与える影響はありません。

なお、のれんの償却期間は10年で、顧客関連資産の償却期間は20年であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

（株式取得による企業結合）

当社は、2025年8月4日開催の臨時取締役会において、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）でフレーバーや食品素材の製造・販売を行うHoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Companyの株式を取得することについて決議し、同8月15日付で既存株主との株式売買契約締結を完了させたうえで、本株式取得に伴う当社での必要な手続を進めておりましたが、この度ベトナム当局の買収承認を取得するなどの前提条件を充足したことから、正式に同社の株式を取得する運びとなりました。

1. 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company
(以下「Hoang Anh社」)

事業の内容 フレーバーや食品素材の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、経営資源を効率的に投入し、着実なグローバル展開を図るという基本戦略のもと、日本、米国、並びに中国、東南アジアを中心としたアジア地域に注力してまいりました。東南アジアの中でも、とりわけ成長著しいベトナムは魅力ある市場と位置付けております。Hoang Anh社は1998年の設立以来、ベトナム初の香料会社として、ホーチミン市を拠点にベトナムの業界トップ級の飲料・食品メーカーや日系大手含め多くの顧客基盤を築き、フレーバーと食品素材の製造・販売を行い、堅調に業績を拡大してまいりました。

Hoang Anh社の主力商品であるフレーバーは、乳業・飲料向けのスイート系フレーバーや即席麺向けのセイボリー系フレーバーを中心に、清涼飲料、デイリー製品、粉末スープ、スナック菓子等の原料としてベトナム国内で幅広く使用されております。当社グループの顧客網との重複は限られ、ベトナムでの販路拡大が見込まれるため、相互補完性が高いと言えます。また、株式取得により、当社グループの強みであるフレ

一バービジネスでのシナジー効果が期待されます。このため、ベトナム市場、東南アジア市場での更なる成長を目的に、Hoang Anh社の株式を取得することいたしました。

③ 企業結合日
未定（株式譲渡実行日は2025年11月を予定しております。）

④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
⑥ 取得する議決権比率
100.0%

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 725,000百万ベトナムドン（約 4,423百万円）

取得原価 725,000百万ベトナムドン（約 4,423百万円）

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬、手数料等ですが、未確定であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、また、本制度に関する議案（以下「本議案」という。）を2025年12月18日開催予定の第64回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は当該金銭債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。したがって、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬額は、2021年12月22日開催の第60回定時株主総会及び2017年12月21日開催の第56回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2015年12月17日開催の第54回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役の株式報酬型ストックオプションとしての報酬枠として、年額140百万円以内、かつ、割り当てる新株予約権の数を2,000個（目的である株式の種類及び数の総数：普通株式200,000株）以内とすることについて、ご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。また、本議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、現行の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、以後新たな株式報酬型ストックオプションの発行は行わないこととします。

(2) 取締役の報酬枠の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とします。また、本制度により当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年170,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定します。

(3) 譲渡制限付株式割当契約

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなら

ないこと。

② 一定の事由が生じた場合には、割当てを受けた株式について、当社が無償で取得すること。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、当社の執行役員、グループ執行役員(国内居住者)及びフェローに対しても、上記と同様の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により付与する予定であります。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
当期首残高	5,364	6,554	752	7,306	394	324	28,700	50,716	80,135
当期変動額									
剰余金の配当								△3,116	△3,116
当期純利益								8,453	8,453
自己株式の取得									—
自己株式の処分			5	5					—
圧縮記帳積立金の取崩						△10		10	—
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の変動額						△3		3	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	5	5	—	△14	—	5,352	5,337
当期末残高	5,364	6,554	757	7,312	394	309	28,700	56,069	85,472

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等合計		
当期首残高	△2,556	90,249	6,304	6,304	362	96,916
当期変動額						
剰余金の配当		△3,116				△3,116
当期純利益		8,453				8,453
自己株式の取得	△2,238	△2,238				△2,238
自己株式の処分	20	25				25
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の変動額		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△864	△864	61	△802
当期変動額合計	△2,217	3,125	△864	△864	61	2,323
当期末残高	△4,774	93,375	5,439	5,439	424	99,239

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） | |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置 8年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

② 賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき、当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 棚卸資産廃棄引当金

棚卸資産の劣化や不良に伴う廃棄に備えるため、将来発生が見込まれる損失と費用を合理的に見積り、当事業年度において負担すべき金額を計上しております。

⑥ 撤去費用引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における費用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 34,308百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

主に、T. HASEGAWA U.S.A.,INC.の関係会社株式であります。（当事業年度末 28,705百万円）

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額とを比較することにより判定されており、実質価額が取得価額に比べ50%以上低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理をする方針としております。実質価額の算定にあたってはT. HASEGAWA U.S.A.,INC.がこれまでにやってきた全株式保有による子会社化により生じた顧客関連資産やのれんに関する減損の認識を考慮する必要があり、その見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

子会社が保有している顧客関連資産及びのれんに関して減損損失の認識が必要と判断された場合、実質価額の算定及び投資の評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 57,428百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 1,046百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 166百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,759百万円
② 仕入高	282百万円
③ 外注加工費	751百万円
④ その他営業取引高	270百万円
⑤ 営業取引以外の取引高	5,309百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,563千株	706千株	10千株	2,258千株

- (注) 1. 自己株式数の増加は、主に2024年11月8日開催の取締役会及び2025年8月4日開催の臨時取締役会決議に基づき行った自己株式取得によるものであります。
2. 自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金、株式取得関連費用、新株予約権、試験研究費棚卸資産負担額、棚卸資産廃棄引当金、有価証券評価損、撤去費用引当金、未払事業税、未払役員退職慰労金
繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、配当金に係る繰延源泉税、圧縮記帳積立金、為替差益

- (2) 繰延税金資産から控除した評価性引当額 379百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	T.HASEGAWA U.S.A.,INC.	(所有) 直接 100	各種香料の販売及び役員の兼任	貸付金の回収 (注 1)	152	流動資産その他 (1年内返済予定 長期貸付金)	156
				利息の受取 (注 1)	28	長期貸付金	625
子会社	T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	(所有) 直接 100	各種香料の販売及び役員の兼任	増資の引受 (注 2)	1,157	－	－
子会社	長谷川香料(平湖)有限公司	(所有) 直接 100	役員の兼任	新規設立 (注 3)	4,924	－	－

(注 1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

T.HASEGAWA U.S.A.,INC.に対する貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注 2) 同社の行った増資を1株につき33.06円（1マレーシアリンギット）で全額引き受けたものであります。

(注 3) 同社の設立時の出資金 4,924百万円（240百万元）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,442円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	207円02銭

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスペストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円
期末残高	<u>69百万円</u>

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。